

第2章 基本理念

人権とは、上田市人権尊重のまちづくり条例の前文においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下での平等も、かかる原理に基づくものである」としています。

そして、上田市が目指す「人権尊重のまちづくり」として、上田市民憲章には「共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまち」と定め、また都市宣言には、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちを築くため、「優しい思いやりあふれる 人権尊重都市」と宣言しています。

この考え方をもとに、人権施策の基本理念を次のように決めました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

この基本理念の実現に向けて、次の3つのまちづくりを目標とします。

- (1) 一人ひとりがかげがえのない命をもつ人として、誰からも差別や偏見を受けることがなく、安心して暮らすことができるまち
- (2) それぞれの個性や能力等を尊重し合うとともに、その力を十分に発揮することができるまち
- (3) 社会生活における多様な文化や価値観を尊重し合い、共によりよく生きていくことのできるまち

修正内容

○「社会」の表現は分かりづらいのでは。(前回意見)

基本理念は、崇高なものとして掲げることから、「社会」という地域だけでなく人間が作っている組織なども含めたものとしての考え方から現行とした。

○「社会づくり」でなく他の表現では。(上田市、地域社会、まち等)(前回意見)

(1)～(3)を基本理念の下に置くべき「目標」と位置づけた。

物的感覚でなく精神的感覚の目標事項であることから、「ひらがな表記」により柔らかく身近となる。

(中断にあった「権利の保障」記述は、分かりづらいため削除し、下線部分を修正した。)